

土地改良施設維持管理適正化事業事業費・事務費交付金の
補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の手続
き事務取扱細則

制 定：平成 26 年 2 月 10 日
最終改正：令和 7 年 6 月 10 日

第 1 章 総則

（目 的）

第 1 条 この細則は、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 3 及び第 15 の 5 に基づく返還手続きに関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって、返還手続きの適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

第 2 章 都道府県土地改良事業団体連合会の土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金（以下「適正化事業事務費交付金」という。）の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の手続き

（範 囲）

第 2 条 適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の対象となる都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金交付要領（以下「交付要領」という。）第 3 の 4 により交付決定を受けた地方連合会（以下「交付対象地方連合会」という。）とする。

（適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況の報告）

第 3 条 全国土地改良事業団体連合会連合会（以下「全国連合会」という。）は、交付要領第 6 の 1 の「支出精算書」を受けた交付対象地方連合会に対し、別紙様式第 1 号「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況の報告（依頼）」により通知する。

第 4 条 前条の規定に基づき通知を受けた交付対象地方連合会は、別紙様式第 1 の 1 号「適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について」及び課税売上高が 5 億円を超えるか、又は、課税売上割合が 95%未満の場合は、別紙様式第 1 の 2 号「課税仕入に係る消費税額の内訳」により全国連合会に報告する。

第 5 条 全国連合会は、前条の提出資料をもとに、次の要件をすべて満たす交付対象地方連合会（以下「返還対象地方連合会」という。）に対して別紙様式第 2 号「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告（依頼）」により通知する。

- ① 交付要領第5により交付決定を受けた事業年度（以下「事務費交付年度」という。）において消費税の確定申告を行っている。
- ② 事務費交付年度において簡易課税制度（消費税法第37条）を適用していない。
- ③ 事務費交付年度において特定収入割合が5%以下である。
- ④ 事務費交付年度において国、地方公共団体等の課税の特例（消費税法第60条4項）を選択していない。

（適正化事業事務費交付金の補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返還）

第6条 前条の通知を受けた返還対象地方連合会は、別紙様式第2の1号「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告」により全国連合会に報告する。

第7条 全国連合会は、前条の規定により返還対象地方連合会から報告のあった「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告」の結果を取りまとめ、別紙様式第3号により農林水産大臣に報告する。

第8条 全国連合会は、農林水産大臣から返還命令を受けた場合には、返還対象地方連合会に対し別紙様式第4号「事務費交付金補助金返還相当額の納入通知について」により通知する。

第9条 適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の返還に当たっては、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

第10条 第3条から第9条までの地方連合会の適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の手続きについての留意点は、別紙1とする。

第3章 土地改良区等の土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の手続き

（範 囲）

第11条 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金（以下「適正化事業事務費交付金」という。）の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の対象となる土地改良区等は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6の1の土地改良区等（以下「適正化事業実施者」という。）とする。

（適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況の報告の提出）

第12条 全国連合会は、実施要綱第11の1の「毎年度の適正化事業の実施結果（内繰越分にあつては、消費税の確定申告年度とする）」を受けた地方連合会に対し、別紙様式第5号「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況の報告に

ついて（依頼）」により通知する。

第13条 前条の規定に基づく通知を受けた地方連合会は、別紙様式第5の1号「土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況の報告について（依頼）」により適正化事業実施者（市町村を除く）に通知するとともに、適正化事業実施者から別紙様式第5の2号（繰越分にあつては、別紙様式第5の3号）により報告を受ける。

第14条 地方連合会は、前条の規定に基づき適正化事業実施者から報告があつた場合には、別紙様式第6号（繰越分にあつては、別紙様式第6の1号）及び実施要綱第11の1の「毎年度の適正化事業の実施結果（内繰越分にあつては、消費税の確定申告年度とする）」をもとに別紙様式第6の2号（繰越分にあつては、別紙様式第6の3号）を作成し、別紙様式第5の2号（繰越分にあつては5の3号）の写しを添付して全国連合会に報告する。

第15条 全国連合会は、別紙様式第6号により次の要件をすべて満たす適正化事業実施者（以下「返還対象適正化事業実施者」という。）が属する地方連合会に対し、別紙様式第7号「土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額について（依頼）」により通知する。

- ① 実施要綱第6の4により交付決定を受けた事業年度（以下「事業費交付年度」という。）において消費税の確定申告を行っている。
- ② 事業費交付年度において簡易課税制度を適用していない
- ③ 事業費交付年度において特定収入割合が5%以下である。
- ④ 事業費交付年度において特例を選択してない。

2 地方連合会は、前項の規定により通知を受けた場合は、適正化事業実施者に対し、別紙様式第7の1号「土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額について（依頼）」により通知する。

（適正化事業事業費交付金の補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返還）

第16条 前条の規定に基づく通知を受けた返還対象適正化事業実施者は、別紙様式第7の1の1号「土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告について」により地方連合会に報告する。

2 地方連合会は、前項の規定により報告を受けた場合は、別紙様式第7の2号により全国連合会に報告する。

第17条 全国連合会は、前条規定に基づき地方連合会より報告のあつた「土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告」の結果を取りまとめ、別紙様式第8号により農林水産大臣に報告する。

第18条 全国連合会は、農林水産大臣からの返還命令を受けた場合には、別紙様式第9条「事業費交付金補助金返還相当額の納入通知について」により地方連合会に通知する。

2 地方連合会は、「事業費交付金補助金返還相当額の納入通知について」を別紙様式第9の1号により返還対象適正化事業実施者に通知する。

第19条 適正化事業事務費交付金の補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返還に当たっては、土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知)によるものとする。

第20条 第12条から第19条までの土地改良区等の適正化事業事業費交付金の補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の報告及び返還の手続きについての留意点は、別紙2とする。

附 則

この細則は、平成26年2月10日から施行する。

附 則

変更後の細則は、平成27年1月20日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成29年3月31日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成30年6月27日から実施する。

附 則

変更後の細則は、令和2年8月28日から実施する。

附 則

変更後の細則は、令和4年6月8日から実施する。

附 則

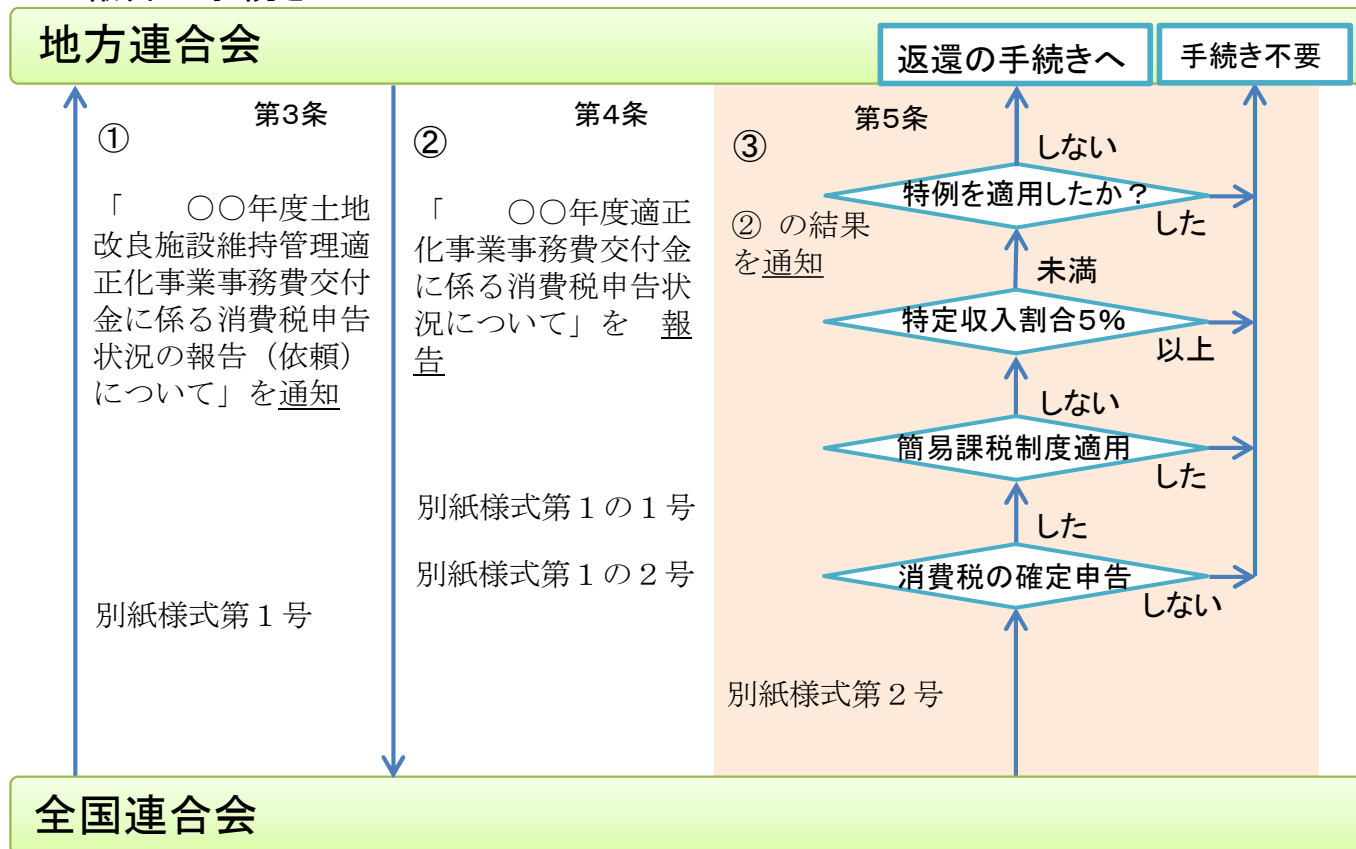
変更後の細則は、令和5年6月8日から実施する。

附 則

変更後の細則は、令和8年4月1日から実施する。

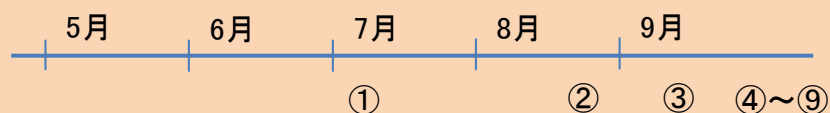
地方連合会の適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税 仕入控除税額の報告及び返還の手続きについての留意点

1. 報告の手続き



注)

1. スケジュールについて



2. ①では、別紙様式第1号に別紙様式第1の1号の様式を添付する

3. ②の別紙様式第1の2号は、課税売上高が5億円を超えるか又は、課税売上割合が95%未満の場合に添付する

4. 全国連合会は、③の通知にあたり（参考の1）により事前に農村振興局の意見を聞く

2. 返還の手続き

地方連合会

④ 第6条
「 ○○年度土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告」を提出

別紙様式第2の1号

⑦ 第8条
「 ○○年度事務費交付金補助金返還相当額の納入通知について」を通知

別紙様式第4号

⑧
「 ○○年度土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額」の納付

全国連合会

⑤ 第7条
④ を取りまとめる
「 ○○年度消費税仕入控除税額報告書」を提出

別紙様式第3号

⑥
「 ○○年度土地改良施設維持管理適正化事業費補助金に係る消費税等相当額の返還について」を通知

⑨
⑧を取りまとめる
「 ○○年度土地改良施設維持管理適正化事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額」の納付

農村振興局

土地改良区等の適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の手続きについての留意点

1. 報告の手続き

適正化事業実施者(土地改良区等)

② 第13条

「〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況の報告について」を依頼(ただし、市町村を除く)

別紙様式第5の1号

③ 第13条

「〇〇年度適正化事業費交付金に係る消費税申告状況の報告について」を報告

別紙様式第5の2号

⑥ 第15条の2

⑤の結果を通知

別紙様式第7の1号

地方連合会

① 第12条

「〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況の報告について」を依頼

別紙様式第5号

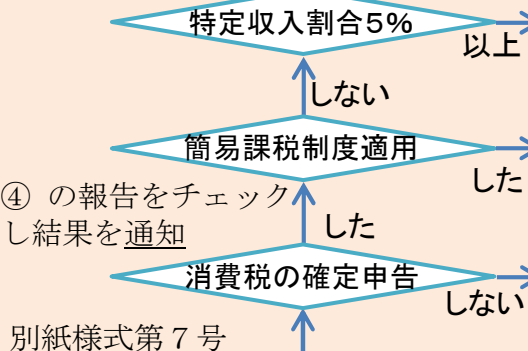
④ 第14条

③の報告を集計し取りまとめて報告

市町村分は実施要綱第11の1の実績報告を取りまとめて報告

別紙様式第6号(土地改良区等用)
別紙様式第6の2号(市町村用)

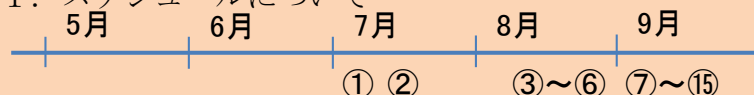
⑤ 第15条



全国連合会

注)

1. スケジュールについて



2. ①では、別紙様式第5号に別紙様式第5の1号、第5の2号の様式を添付する。

3. ②では、別紙様式第5の1号に別紙様式第5の2号の様式を添付する。

4. ④では、市町村分は、実施要綱第11の1の実施結果をもとに繰越以外は別紙様式第6の2号により、繰越分は別紙様式第6の3号により報告する。

5. ④では、市町村分以外は、③の報告をもとに繰越以外は別紙様式第6号により、繰越分は別紙様式第6の1号により報告する。

6. ⑤では、別紙様式第7号に別紙様式第7の1号の様式を添付する。

なお、全国連合会は、⑤の通知にあたり事前に(参考の2～参考の5)により農村振興局の意見を聞く

2. 返還の手続き

適正化事業実施者(土地改良区等)(ただし、市町村は除く)

⑦ 第16条

「〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告」を報告

別紙様式第7の1の1号

⑫ 第18条の2

「事業費交付金補助金返還相当額の納入通知について」を通知

別紙様式第9の1号

⑬

「〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額」の納付

地方連合会

⑧ 第16条の2

⑦ を取りまとめて報告

別紙様式第7の2号

⑪ 第18条

「事業費交付金補助金返還相当額の納入通知について」を通知

別紙様式第9号

⑭

⑬ を取りまとめた納付

全国連合会

⑨ 第17条

⑦ を取りまとめて報告

別紙様式第8号

⑩

「〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の返還命令」を通知

⑮

⑭ を取りまとめた納付

農村振興局

別紙様式第 1 号
文 書 番 号
日 付

土地改良事業団体連合会 会長 あて

全国土地改良事業団体連合会
会 長

年度土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金に係る
消費税申告状況の報告（依頼）について

このことについて、土地改良事業関係補助金交付要綱第 4 の 3 及び第 15 の 5 の規定に基づき標記の消費税申告状況を下記により報告してください。

1. 報告様式及び提出資料について

（１）「適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について」別紙様式第 1 の 1 号（Excel ファイル）により提出してください。

（２）「適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について」別紙様式第 1 の 1 号の 8 の必要な資料を添付してください。

2. 提出期限について

年 月 日（ ）

3. 「適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について」別紙様式第 1 の 1 号の記載要領は別紙 1 のとおりです。

4. 提出方法と提出先について

（１）上記 1 の（１）の「適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について」別紙様式第 1 の 1 号（Excel ファイル）及び 1 の（２）の「適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について」別紙様式第 1 の 1 号の 8 の必要な資料（「PDF」、「tiff（画像ファイル）等に変換してください）を、メールに添付して下記あてに提出をお願いします。

全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会）

中央土地改良管理指導センター ○○○○

e-mail:○○○○.○○○○@inakajin.or.jp

事務連絡
○年○月○日

○○○○土地改良事業団体連合会

○○年度適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1. 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金(以下「事務費交付金」という。)の交付額

(単位:円)

項 目	金 額
(1)整備補修事業(一般型)	
(2)施設改善事業	
(3)緊急整備補修	
(4)安全管理施設整備対策事業	
(5)安全管理緊急整備補修	
(6)整備補修事業(連携管理保全型)	
(7)防災減災機能等強化事業	
計	0

2. 特定収入割合の算定

(単位:円)

項 目	金 額
(1)課税売上げ(税抜き)	
(2)非課税売上げ	
(3)特定収入	
計	0
(4)特定収入割合	

※該当する方をチェックしてください。(以下同様)

3. 消費税法第60条第4項の「国、地方公共団体等に対する特例」を適用しましたか

☐ 適用した
☐ 適用していない

4. 適正化事業事務費の内訳について

(単位:円)

項 目	金 額			
	交付金 (税率10%)	交付金 (税率8%)	交付金 (税率5%)	持出等
(1)人件費				
①人件費のうち通勤手当等の額				
(2)旅費				
(3)需用費				
(4)役務費				
(5)(1)～(4)以外の費目				
計	0	0	0	0
(6)上記(1)の①及び(2)～(5) に含まれる課税仕入れ以外の額				
(7)上記(6)の内容を記載してください				

5. 消費税確定申告にあたり電子申請を利用しましたか

☐ 電子申請をした
☐ 電子申請をしてない

6. 適正化事業事務費に充てる財源として、事務費交付金(全国連合会が交付)の他に財源(地方連合会の基準による賦課金等)、持出等がある場合で、事務費交付金(全国連合会が交付)部分と他の部分を証拠により区分経理することができますか。

☐ 持出等がない
☐ 区分経理できる
☐ 区分経理できない

7. 課税売上高及び課税売上割合について

(1)課税売上高が5億円を超えるか、又は、課税売上割合が95%未満ですか。

課税売上げ割合	<95%
課税売上高	>5億円

☐ はい
☐ いいえ

前頁より

(2)前頁7の(1)で”はい”と回答の場合、どちらを選択しましたか。

☐ 個別対応方式を選択☐ 一括比例配分方式を選択

8. 添付資料について

(1)税務署に提出した消費税確定申告書の控えの写し及び付表2を添付してください。(必須)

☐ 添付した

(2)消費税納税額の計算表1～計算表5

特定収入割合が5%以下の場合は、消費税納税額の計算表1～計算表3(コピー)(必須)を、特定収入割合が5%を超える場合又は、特定収入割合が5%以下の場合であっても、「国、地方公共団体等に対する特例」を”適用しました”にチェックした場合は、消費税納税額の計算表1～計算表5(コピー)(必須)を添付してください。

☐ 添付した

(3)上記2の(4)の特定収入割合が5%以下の場合は、
上記4の事務費交付金(交付金相当)に係る(1)～(5)の費目の総勘定元帳(帳簿)の提出をお願いします。

☐ 添付した

注) 通勤手当等が総勘定元帳に区分して記載がない場合は、
通勤手当の算出方法を説明できる資料を添付してください。

☐ 添付した

(4)上記7の(1)で”はい”を選択した場合は、課税仕入れ等の税額を、
「個別対応方式」の課税売上げにのみ要するものと、課税売上げと
非課税売上げに共通して要するもの、「一括比例配分方式」によるものに
区分し、別紙様式第1の2号により提出してください。

☐ 添付した

(5)上記5で電子申請したにチェックを付けた場合は、税務署の受領メールの写し
を添付してください。

☐ 添付した

担当者	所属	〇〇部	氏名	〇 〇 〇 〇	Email:	〇 〇 〇 〇
-----	----	-----	----	---------	--------	---------

適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況の報告についての記載要領

別紙様式第1の1号の各項目の記載要領は次のとおりです。（別紙様式第1の1号の項目で着色されている箇所が入力項目です。）

1. 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金(以下「事務費交付金」という。)の交付額

1の(1)～(7)の各事業の事務費交付金の金額は円単位でご記入ください。

2. 特定収入割合の算定

2の(1) 課税売上げ(税抜き)
2の(2) 非課税売上げ
2の(3) 特定収入

} 円単位で
ご記入ください。

2の(4) 特定収入割合は自動的に計算されます。（小数点5桁を切り上げ）

3. 消費税法第60条の4項の「国、地方公共団体等に対する特例」を適用しましたか

消費税法第60条4項の「国、地方公共団体等に対する特例」を適用した場合は、「適用した」にチェックを、適用していない場合は「適用していない」にチェックしてください。

4. 適正化事業事務費の内訳について

4の(1) 人件費
4の(1)の① 人件費に含まれる通勤手当等の額
4の(2) 旅費
4の(3) 需用費
4の(4) 役務費
4の(5) 4の(1)～(4)以外の費目の額
4の(6) 4の(1)の①から(5)に含まれる課税仕入れ以外の額

} 円単位で
ご記入
ください。

4の(7) 4の(6)の内容を具体的にご記入ください。

4の適正化事業事務費の内訳の計と1の事務費交付金の計は一致します。

5. 消費税確定申告にあたり電子申請を利用しましたか

電子申請を利用した場合は「電子申請をした」にチェックしてください。していない場合は「電子申請をしていない」にチェックしてください。

6. 適正化事業事務費に充てる財源として、事務費交付金の他に財源、持出等がある場合で、事務費交付金部分と他の部分を証拠により区分経理することができますか。

1) 適正化事業事務費に充てる財源として、事務費交付金（全国連合会が交付）の他に財源（地方連合会の基準による賦課金等）や、持出等がない場合は、「持出等がない」にチェックしてください。

2) 持出等がある場合で、事務費交付金（全国連合会が交付）部分と他の部分を帳簿や証拠により区分経理することができる場合は、「区分経理できる」にチェックをしてください。できない場合は「区分経理できない」にチェックしてください。

○ 区分経理について

☆他に財源がある場合のイメージ

図 1	支出区分	収入区分	別紙様式第 1 の 1 号の記載方法
	適正化 事務費	事務費交付金対応分 (全国連合会が交付)	4 の交付金の欄に (税率 10%、8%、5%に分けて) 記入します
		事務費賦課金等対応分	4 の持出等の欄に記入します

☆持出等がある場合のイメージ

図 2	支出区分	収入区分	別紙様式第 1 の 1 号の記載方法
	適正化 事務費	事務費交付金対応分 (全国連合会が交付)	4 の交付金の欄に (税率 10%、8%、5%に分けて) 記入します
		受託料収入等対応分	4 の持出等の欄に記入します

注) 4 の持出等に金額が記載されている場合は、必ず区分経理できるかできないかのチェックもお願いします。

7. 課税売上高及び課税売上割合について

(1) 7 の (1) の金額の欄は自動的に計算されます。

課税売上げ割合が 95%未満、又は、課税売上高が 5 億円を超えている場合は”はい”にチェックをしてください。課税売上げ割合が 95%以上で、かつ、課税売上げ割合が 5 億円以下の場合は”いいえ”にチェックしてください。

(2) 7 の (1) で”はい”と回答した場合で、個別対応方式を選択された場合は、7 の (2) の”個別対応方式を選択”にチェックを、一括比例配分方式を選択された場合は、”一括比例配分方式を選択”にチェックをしてください。

8. 添付資料について

(1) 税務署に提出した消費税確定申告書の控え (コピー) と付表 2 (コピー) を添付してください。 (必須)

(2) 特定収入割合が 5 % 以下の場合は、消費税納税額の計算表 1～計算表 3 (コピー) (必須) を、特定収入割合が 5 % を超える場合又は、特定収入割合が 5 % 以下の場合であっても、「国、地方公共団体等に対する特例」を”適用した”にチェックした場合は、消費税納税額の計算表 1～計算表 5 (コピー) (必須) を添付してください。

注) 1 特定収入を算定した基礎資料 (特定収入の内訳が分かる資料) を添付してください。

2 特定収入割合は次により算出します

$$\frac{\text{特定収入}}{\text{課税 (収入) 売上げ (税抜き) + 非課税 (収入) 売上げ + 特定収入}}$$

3 特定収入割合 (%) は、小数点以下第 3 位で切上げます (例 : 3.55%)

(3) 2 の (4) の特定収入割合が 5 % 以下で「国、地方公共団体等に対する特例」を適用していない地方連合会にあっては、事務費交付金に係る上記 4 の (1) ～ (5) の各科目の明細を示した総勘定元帳 (写しでも可) の提出をお願いします。

注) 通勤手当等が総勘定元帳に区分して記載がない場合は、通勤手当の算出方法を説明できる資料を添付してください。

(4) 7 の (1) で”はい”を選択した場合は、課税仕入れ等の税額を、「個別対応方式」の課税売上げにのみ要するものと、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの、「一括比例配分方式」によるものに区分し、別紙様式第 1 の 2 号により提出してください。

(5) 5で”電子申請をした”にチェックした場合は、税務署の受領メールの写しを添付してください。

9. 提出資料

別紙様式第1の1号(Excel ファイル)「 ○○年度土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について」と上記8の添付資料は、E-mailにより提出してください。

別紙様式第 2 号
文 書 番 号
日 付

〇〇〇〇土地改良事業団体連合会会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る
消費税仕入控除税額の報告について（依頼）

このことについて、土地改良事業関係補助金交付要綱第 4 の 3 及び第 15 の 5 の規定に基づき下記によりご報告をお願いします。

記

1. 報告様式について

別紙様式第 2 の 1 号による。

2. 国庫補助率について（別紙様式第 2 の 1 号の別紙の国庫補助率）

〇〇. 〇〇〇〇 % とします。

3. 提出期限

〇〇年〇〇月〇〇日（ ）

4. 提出先

全国土地改良事業団体連合会 中央土地改良管理指導センター

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 丁目 7 番 4 号
砂防会館別館 4 階

全国土地改良事業団体連合会長 あて

〇〇〇土地改良事業団体連合会
会 長 〇 〇 〇 〇

土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る
消費税仕入控除税額の報告について

〇〇年〇月〇〇日付け 〇〇年管指第〇〇号により交付決定通知があった
〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金については下記のとおり報告しま
す。

記

- | | | |
|--|---|----------------|
| 1. 事務費交付金の額の確定額 | 金 | 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 |
| 2. 事務費交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 〇〇, 〇〇〇 円 |
| 3. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 〇〇〇, 〇〇〇 円 |
| 4. 事務費交付金返還相当額 | 金 | 〇〇, 〇〇〇 円 |
| 5. 特定収入割合 | | 〇. 〇〇 % |
| 6. 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額
算定調書は、別紙のとおり | | |

土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額算定調書

(単位：円)

年度	項 目	課税仕入れに係る消費税額として仕入れ税控除しているか。	事務費交付金に係る課税仕入額			事務費交付金返還相当額算定					事務費交付金返還相当額 ⑨＝(⑦×⑧)
			税率10%分 ①	税率8%分 ②	税率5%分 ③	消費税の申告により確定した消費税込入控除税額				国庫補助率 ⑧%	
						税率10%分 ④＝ (付表の2の⑥)	税率8%分 ⑤＝ (付表の2の⑦)	税率5%分 ⑥＝ (付表の2の⑧)	計 ⑦		
〇〇	土地改良施設維持管理 適正化事業事務費支出	有/無	0	0	0	0	0	0	0	0.000%	0
	計		0	0	0	0	0	0	0		0

注) 1 ④、⑤及び④は1円未満の端数は切り捨ててください

2 ⑧は1円未満の端数は切り捨ててください

3 ⑧の国庫補助率は、事務費交付金全体（全国連合会と地方連合会を合わせた額）に占める国庫補助金の割合であることから、全国連合会が別途通知します。

4 次頁「付表」が不要の場合は、「④＝ ①×10／110」、「⑤＝ ③×5／105」に替えてください。
＝ ③×5／105」に替えてください。

「④＝ ①×10／110」、「⑤＝ ③×5／105」、「⑥＝ ②×8／108」、「⑦＝ ⑤＋⑥（付表の2の⑧）」を「⑥

1. 課税売り上げ割合の算定

(単位：円)			
課税売り上げ (税抜き) ①	非課税売り上げ ②	合 計 ③=①+②	課税売り上げ割合 ※ ④ = ①/③
0	0	0	0

※ 小数点4桁未満切捨て%で表示

2. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額の計算

(上記1の①が500,000,000円超え、または、上記1の④が95%未満の場合)

(単位：円)									
事務費交付金に係る課税仕入れ額 ⑤ (別紙の①)					消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額				
個別対応方式を選択					一括比例配分方式を選択				
課税売り上げにのみに 要するもの			課税売り上げと非課税売り上げ に共通して要するもの		税率10%分 ⑥ = $(\textcircled{9} \times 10/110) + (\textcircled{12} \times 10/110 \times (1 \textcircled{1} / 1 \textcircled{3})) \times (1 \textcircled{1} / 1 \textcircled{3})$ ※				
税率 10%分 ⑨	税率 8%分 ⑩	税率 5%分 ⑪	税率 10%分 ⑫	税率 8%分 ⑬	税率 5%分 ⑭	税率 10%分 ⑮	税率 8%分 ⑯	税率 5%分 ⑰	税率5%分 ⑧ = $(\textcircled{11} \times 5/105) + (\textcircled{14} \times 5/105 \times (1 \textcircled{1} / 1 \textcircled{3})) + (\textcircled{17} \times 5/105 \times (1 \textcircled{1} / 1 \textcircled{3}))$ ※
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 1円未満の端数は切り捨て

文 書 番 号
日

農林水産大臣 ○○ ○○ あて

全国土地改良事業団体連合会
会 長

○○年度消費税仕入控除税額報告書

○○年○月○○日付け○○農振第○○○号をもって補助金の交付決定の通知があった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱第15の5の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 ○, ○○○, ○○○, ○○○ 円
(○○年○月○○日付け○○農振第○○○号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 ○ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 ○○○, ○○○ 円
- 4 補助金返還相当額 (3-2)
金 ○○○, ○○○ 円

文 書 番 号
日

〇〇〇〇土地改良事業団体連合会会長 あて

全国土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度事務費交付金補助金返還相当額の納入通知について

平素より、土地改良施設維持管理適正化事業の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、 ※ 年 ※ 月 ※ 日 ※ 第 ※ 号で報告のあった「消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額」のうち、「事務費交付金返還相当額」については下記の送金先指定口座あて納入期限までに送金をお願いします。

記

1. 事務費交付金返還相当額 金 ※ 円

2. 納入期限 〇〇年 〇〇 月 〇 日

3. 送金先指定口座

(1) 口座番号

三井住友銀行 東京公務部 普通預金 0005812

(2) 口座名義人

全国土地改良事業団体連合会

注) 上記 ※ は、地方連合会の施行日、番号による

土地改良事業団体連合会会長 あて

全国土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金に係る
消費税申告状況の報告について（依頼）

このことについて、土地改良事業関係補助金交付要綱第 4 の 3 及び第 15 の 5 の規定に基づき標記の消費税申告状況を下記により実施しますのでご協力よろしくお願いします。
なお、当該結果を下記により報告をお願いします。

記

1. 報告対象

土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 11 の 1 の「毎年度の適正化事業の実施結果（内繰越分にあつては、消費税の確定申告年度とする）」を報告した土地改良区等（以下「適正化事業実施者」という。）

2. 適正化事業実施者（ただし、市町村は除く）への通知様式及び適正化事業実施者（ただし、市町村は除く）からの報告資料について

- （1）適正化事業実施者への通知様式
別紙様式第 5 の 1 号
- （2）適正化事業実施者からの報告様式
別紙様式第 5 の 2 号及び別紙様式第 5 の 3 号（繰越用）

3. 提出期限について

年 月 日（ ）

4. 地方連合会からの集計・報告様式について

- （1）上記 2 の（2）の集計・報告提出様式
別紙様式第 6 号、別紙様式第 6 の 1 号（繰越用）
- （2）市町村分の集計・報告様式
市町村分は、実施要綱第 11 の 1 の「毎年度の適正化事業の実施結果（内繰越分にあつては、消費税の確定申告年度とする）」を取りまとめ別紙様式第 6 の 2 号、別紙様式第 6 の 3 号（繰越用）により報告する

5. 提出先と提出方法について

上記 2 の（2）の別紙様式第 5 の 2 号（写し）及び別紙様式第 5 の 3 号（写し）と「別紙様式第 5 の 2 号及び別紙様式第 5 の 3 号の 3 の必要な書類」を PDF 等の電子ファイルに変換、上記 4 の（1）の別紙様式第 6 号、別紙様式第 6 の 1 号、別紙様式第 6 の 2 号及び別紙様式第 6 の 3 号についてはエクセル（Excel 形式）ファイルにより下記までメールでご提出ください。

全国土地改良事業団体連合会

〇〇〇〇

Email: 〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇. 〇〇〇〇. 〇〇

別紙様式第 5 の 1 号
文 書 番 号
日 付

適正化事業実施者理事長 あて

土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金
に係る消費税申告状況の報告について（依頼）

このことについて、土地改良事業関係補助金交付要綱第 4 の 3 及び第 15 の 5 の規定に基づき
標記消費税申告状況を下記により報告してください。

記

1. 報告様式及び報告資料について

（1）別紙様式第 5 の 2 号により報告してください。

（2）別紙様式第 5 の 2 号の 3 の（7）の添付資料を添付してください。

2. 報告期限について

年 月 日（ ）

3. 報告先と報告方法について

上記 1 の（1）の「別紙様式第 5 の 2 号」及び 1 の（2）の「別紙様式第 5 の 2 号の
3 の（7）の添付資料」について下記まで郵送、fax 又はメールしてください。

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

あて先 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

Fax : 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

mail : 〇〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇.〇〇

注）繰越の場合は、1 の（1）及び 3 の「別紙様式第 5 の 2 号」を「別紙様式第
5 の 3 号」に変更し、1 の（2）及び 3 の「別紙様式第 5 の 2 号の 3 の（7）」
を「別紙様式第 5 の 3 号の 3 の（7）」に変更する

____年 ____月 ____日

____土地改良事業団体連合会会長殿

道府県名 _____ 土地改良区等名 _____
代表者 _____

年度適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況の報告について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1. 土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金（以下「事業費交付金」という。）の交付額

（単位：円）

項 目	金 額
(1)加入事業費	
(2)事業費交付金	0
① 国庫負担分	
② 道府県負担分	
③ 拠出金相当額	
④ 財政融資資金相当額	
(3)実施事業費(実事業費)	

2. 上記1の(3)実施事業費に係る課税仕入額等

○工事を委託した場合

（単位：円）

項 目	金 額	
	新税率分	旧税率分
請負費		
実施設計請負額等		
計	0	0

○工事を直営施工した場合

（単位：円）

項 目	金 額	
	新税率分	旧税率分
人件費		
その他の経費		
計	0	0

- 注) 1. 土地改良区等名について
土地改良区等名は、適正化事業実施者である土地改良区、土地改良区連合、その他の名称をご記入ください。
2. 複数地区で事業を実施している場合の上記1及び2の金額の記載方法について
1の(1)加入事業費、(2)事業費交付金、(3)実施事業費、2の請負費及び2の実施設計請負額等は合算して記載し、内訳は3頁の〈参考〉にご記入ください。

前頁より

3. 消費税申告状況について

※該当する方をチェックしてください。(以下同様)

(1) ○○年度消費税の確定申告をし、納税又は還付をうけましたか-----

- ☐ 確定申告をした
☐ 確定申告をしていない

3の(2)(3)は、3の(1)で”確定申告をした”にチェックをした適正化事業実施主体がご記入ください。

(2) 消費税の課税事業者を選択していますか -----

- ☐ 選択した
☐ 選択していない

(3) 簡易課税制度を選択しましたか -----

- ☐ 簡易課税制度を選択した
☐ 簡易課税制度を選択していない

3の(4)(5)は、3の(3)で”簡易課税制度を選択していない”にチェックをした事業実施主体がご記入ください。

(4) 特定収入割合の算定

(単位:円)

項 目	金 額
① 課税売上げ(税抜き)	
② 非課税売上げ	
③ 特定収入	
④ 計	0

注) 3の(4)の①②③の金額は、税務署に提出した消費税確定申告書等に記載した金額を記入する

⑤ 特定収入割合(③/④)	
---------------	--

(5) 消費税法第60条の第4項の「国、地方公共団体等に対する特例」を適用しましたか

- ☐ 適用した
☐ 適用していない

(6) 消費税確定申告にあたり電子申請を利用しましたか-----

- ☐ 電子申請した
☐ 電子申請していない

(7) 添付資料について

1) 簡易課税制度を選択している場合

① 税務署に提出した消費税確定申告書の控えの写し 及び 付表5の写し

2) 簡易課税制度を選択していない場合で、3の(4)の ⑤の特定収入割合が5%以下の場合

① 税務署に提出した消費税確定申告書の控えの写し 及び 付表2の写し

② 消費税納税額の計算表1～計算式3

3) 簡易課税制度を選択していない場合で、3の(4)の ⑤の特定収入割合が5%を超える場合

① 税務署に提出した消費税確定申告書の控えの写し及び付表2の写し

② 消費税納税額の計算表1～計算表5

注) 上記3の(3)の簡易課税制度を選択している場合は、(4)、(5)の記入及び(7)の2)及び3)の計算表の添付の必要はありません。

担当者	所属	○○部	氏名	○ ○ ○ ○	Email:	○ ○ ○ ○
				電話番号	—	—

次頁へ

2頁

〈参考〉

前頁より

1及び2の内訳は下記のとおりです。

加入事業費等の内訳

(単位:円)

加入年度	1の(1)の 加入事業費	1の(2)の 交付金額	1の(3)の 実施事業費	2の請負費	2の実施設計 請負費
計	0	0	0	0	0

年度消費税及び地方消費税の確定申告 繰越用

年 月 日

土地改良事業団体連合会会長殿

道府県名 土地改良区等名
代表者

年度適正化事業事業費交付金（繰越分）に係る消費税申告状況
の報告について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1. 土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金（以下「事業費交付金」という。）の交付額

（単位：円）

項 目	金 額
(1)加入事業費	
(2)事業費交付金	0
① 国庫負担分	
② 道府県負担分	
③ 拠出金相当額	
④ 財政融資資金相当額	
(3)実施事業費（実事業費）	

2. 上記1の(3)実施事業費に係る課税仕入額等

○工事を委託した場合

（単位：円）

項 目	金 額	
	新税率分	旧税率分
請負費		
実施設計請負額等		
計	0	0

○工事を直営施工した場合

（単位：円）

項 目	金 額	
	新税率分	旧税率分
人件費		
その他の経費		
計	0	0

注）1. 土地改良区等名について

土地改良区等名は、適正化事業実施者である土地改良区、土地改良区連合、その他の名称をご記入ください。

2. 複数地区で事業を実施している場合の上記1及び2の金額の記載方法について

1の(1)加入事業費、(2)事業費交付金、(3)実施事業費、2の請負費及び2の実施設計請負額等は合算して記載し、内訳は3頁の〈参考〉にご記入ください。

前頁より

3. 消費税申告状況について

※該当する方をチェックしてください。(以下同様)

(1) ○○年度消費税の確定申告をし、納税又は還付をうけましたか-----

- ☐ 確定申告をした
☐ 確定申告をしていない

3の(2)(3)は、3の(1)で”確定申告をした”にチェックをした適正化事業実施主体がご記入ください。

(2) 消費税の課税事業者を選択していますか -----

- ☐ 選択した
☐ 選択していない

(3) 簡易課税制度を選択しましたか -----

- ☐ 簡易課税制度を選択した
☐ 簡易課税制度を選択していない

3の(4)(5)は、3の(3)で”簡易課税制度を選択していない”にチェックをした事業実施主体がご記入ください。

(4) 特定収入割合の算定

(単位:円)

項 目	金 額
① 課税売上げ(税抜き)	
② 非課税売上げ	
③ 特定収入	
④ 計	0

注) 3の(4)の①②③の金額は、税務署に提出した消費税確定申告書等に記載した金額を記入する

⑤ 特定収入割合(③/④)	
---------------	--

(5) 消費税法第60条の第4項の「国、地方公共団体等に対する特例」を適用しましたか

- ☐ 適用した
☐ 適用していない

(6) 消費税確定申告にあたり電子申請を利用しましたか-----

- ☐ 電子申請した
☐ 電子申請していない

(7) 添付資料について

1) 簡易課税制度を選択している場合

① 税務署に提出した消費税確定申告書の控えの写し 及び 付表5の写し

2) 簡易課税制度を選択していない場合で、3の(4)の ⑤の特定収入割合が5%以下の場合

① 税務署に提出した消費税確定申告書の控えの写し 及び 付表2の写し

② 消費税納税額の計算表1～計算式3

3) 簡易課税制度を選択していない場合で、3の(4)の ⑤の特定収入割合が5%を超える場合

① 税務署に提出した消費税確定申告書の控えの写し及び付表2の写し

② 消費税納税額の計算表1～計算表5

注) 上記3の(3)の簡易課税制度を選択している場合は、(4)、(5)の記入及び(7)の2)及び3)の計算表の添付の必要はありません。

担当者	所属	○○部	氏名	○ ○ ○ ○	Email:	○ ○ ○ ○
			電話番号	—	—	

次頁へ

2頁

〈参考〉

前頁より

1及び2の内訳は下記のとおりです。

加入事業費等の内訳

(単位:円)

加入年度	1の(1)の 加入事業費	1の(2)の 交付金額	1の(3)の 実施事業費	2の請負費	2の実施設計 請負費
計	0	0	0	0	0

市町村用 (単位:円)

注) 1. 当該集計表は、地方連合会が調整してください。
2. 必要に応じて行を追加してください。
3. 当該集計表は、実施要綱第11の1の実施結果をもとに作成してください。
4. 繰越分は上記には含みません。

[illegible]

- 注) 1. 当該集計表は、地方連合会が調整してください。
2. 必要に応じて行を追加してください。
3. 当該集計表は、実施要綱第11の1の実施結果をもとに作成してください。
4. 繰越分を記入します。

別紙様式第 7 号
文 書 番 号
日 付

〇〇〇〇土地改良事業団体連合会会長 あて

全国土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る
消費税仕入控除税額の報告について（依頼）

このことについて、土地改良事業関係補助金交付要綱第 4 の 3 及び第 15 の 5 の規定に基づき土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第 6 の 1 の適正化事業実施者からの報告を取りまとめ下記によりご報告ください。

記

1. 報告対象

別添の 〇〇年度適正化事業実施者（実施要綱第 6 の 1 の「適正化事業実施者」）

2. 上記 1 の適正化事業実施者からの通知様式及び報告資料について

（1）適正化事業実施者への通知様式

別紙様式第 7 の 1 号

（3）適正化事業実施者からの報告様式

別紙様式第 7 の 1 の 1 号

3. 報告期限について

年 月 日（ ）

4. 提出先

全国土地改良事業団体連合会 中央土地改良管理指導センター

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 丁目 7 番 4 号
砂防会館別館 4 階

別紙様式第7の1号
文 書 番 号
日 付

適正化事業実施者理事長 あて

土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る
消費税仕入控除税額の報告について（依頼）

このことについて、土地改良事業関係補助金交付要綱第4の3及び第15の5の規定に基
づく標記消費税仕入控除税額を下記によりご報告をお願いします。

記

1. 報告様式について

別紙様式第7の1の1号によりご報告ください。

2. 報告期限

〇〇年〇〇月〇〇日（ ）

3. 報告先

〒〇〇〇-〇〇〇〇

あて先 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

Fax : 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

土地改良事業団体連合会
会 長 あて

〇〇〇土地改良区等
理事長 〇〇〇〇

適正化事業事業費の補助金に係る
消費税仕入控除税額の報告について

〇〇年〇月〇〇日付け 〇〇年管指第〇〇号により交付決定通知があった
〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事業費については下記のとおり報告します。

記

1. 事業費交付金の額の確定額 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
2. 事業費交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 〇〇, 〇〇〇 円
3. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 〇〇〇, 〇〇〇 円
4. 事業費交付金返還相当額
金 〇〇, 〇〇〇 円
5. 特定収入割合
〇. 〇〇 %
6. 土地改良施設維持管理適正化事業事業費の補助金に係る消費税仕入控除税額算定調
書は、別紙のとおり

土地改良施設維持管理適正化事業事業費の補助金に係る消費税仕入控除税額算定調書

(単位：円)									
年度	項 目	課税仕入れに係る消費税額として仕入れ税控除しているか。	事業費に係る課税仕入額		消費税算定				事業費交付金返還相当額 ⑦＝(⑤×⑥)
					消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額			国庫補助率	
			新税率分 ①	旧税率分 ②	新税率 ③＝ (付表の 2 の⑥)	旧税率 ④＝ (付表の 2 の⑦)	計 ⑤		
〇〇	土地改良施設維持管理 適正化事業事業費支出	有/無	0	0	0	0	0	30%	0
	計		0	0	0	0	0		0

注) 1 ③及び④は 1 円未満の端数は切り捨ててください

2 ⑦は 1 円未満の端数は切り捨ててください

3 次頁「付表」が不要の場合は、「③＝(付表の 2 の⑥)」を「③＝①×10/110」、「④＝(付表の 2 の⑦)」を「④＝②×8/108」に替えてください。

1. 課税売り上げ割合の算定

(単位：円)			
課税売上げ (税抜き) ①	非課税売上げ ②	合 計 ③＝①＋②	課税売上げ割合 ※ ④＝①／③
0	0	0	0.00%

※ 小数点4桁未満切捨て％で表示

2. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額の計算

(上記1の①が500,000,000円超え、または、上記1の④が95%未満の場合)

事業費に係る課税仕入れ額 ⑤ (別紙の①)			
個別対応方式を選択		一括比例配分方式を選択	
課税売上げにのみに 要するもの	課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	
	課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	新税率分 ⑥＝ (⑧×10/110)+(⑩×10/110× (1の①／1の③))+(⑫× 10/110×(1の①／1の③))※	旧税率分 ⑦＝ (⑨×8/108)+(⑪×8/108×(1 の①／1の③))+(⑬×8/108× (1の①／1の③))※
新税率分 ⑧	旧税率分 ⑨	新税率分 ⑩	旧税率分 ⑪
0	0	0	0

※ 1円未満の端数は切り捨て

別紙様式第 7 の 2 号
文 書 番 号
日 付

全国土地改良事業団体連合会会長 殿

〇〇〇〇土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る
消費税仕入控除税額の報告について

このことについて、土地改良事業関係補助金交付要綱第 4 の 3 及び第 15 の 5 の規定に基づき土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第 6 の 1 の適正化事業実施者からの報告を取りまとめて報告します。

記

適正化事業事業費の補助金に係る
消費税仕入控除税額の報告について

文 書 番 号
日 付

農林水産大臣 ○○ ○○ あて

全国土地改良事業団体連合会
会 長

○○年度消費税仕入控除税額報告書

○○年○月○○日付け○○農振第○○○号をもって補助金の交付決定の通知があった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱第 15 の 5 の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第 1 5 条の補助金の額の確定額 金 ○, ○○○, ○○○, ○○○ 円
(○○年○月○○日付け○○農振第○○○号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 ○ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 ○○○, ○○○ 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 ○○○, ○○○ 円

文 書 番 号
日 付

〇〇〇〇土地改良事業団体連合会会長 あて

全国土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度事業費交付金補助金返還相当額の納入通知について

平素より、土地改良施設維持管理適正化事業の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、返還対象適正化事業実施者から納付された「事業費交付金返還相当額」については取りまとめて、下記の送金先指定口座あて納入期限までに送金をお願いします。

記

1. 事業費交付金返還相当額 金 円
2. 納入期限 〇〇年 〇〇 月 〇 日
3. 送金先指定口座
 - (1) 口座番号
三井住友銀行 東京公務部 普通預金 0 0 0 5 8 1 2
 - (2) 口座名義人
全国土地改良事業団体連合会

別紙様式第9の1号

文 書 番 号

〇〇年〇〇月 日

〇〇〇〇適正化事業実施者

代表者 〇〇〇 あて

〇〇〇〇土地改良事業団体連合会

会 長

〇〇年度事業費交付金補助金返還相当額の納入通知について

平素より、土地改良施設維持管理適正化事業の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、 ※ 年 ※ 月 ※ 日 ※ 第 ※ 号で報告のあった「消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額」のうち、「事業費交付金返還相当額」については下記の送金先指定口座あて納入期限までに送金をお願いします。

記

1. 事業費交付金返還相当額 金 ※ 円

2. 納入期限 〇〇年 〇〇 月 〇 日

3. 送金先指定口座

(1) 口座番号

〇〇〇〇 銀行 〇〇〇〇 〇〇預金 〇〇〇〇〇〇

(2) 口座名義人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注) 上記 ※ は、適正化事業実施者の施行日及び番号による

〇〇年度適正化事業委託金交付額に係る消費税率決定等の報告について													事務経費助成金				人事費等				人事費以外				(単位：円)	
品名	事務費交付金			増減の割合 (前年度比) (%)	繰上上げ 繰下し下げ (税額差)	特別収入	計	特別徴収 入会費 入会料	特別徴収 入会料 入会料	旅費		新機材費		設備費		その他		計		その外 課税仕入以外の額						
	施設整備 費	施設整備 費	施設整備 費							施設整備 費	施設整備 費	施設整備 費	施設整備 費	施設整備 費	施設整備 費	施設整備 費	施設整備 費	施設整備 費	施設整備 費		施設整備 費	施設整備 費	施設整備 費	施設整備 費	施設整備 費	
全額	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
北海道	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
青森県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
岩手県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
宮城県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
秋田県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
山形県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
福島県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
栃木県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
群馬県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
埼玉県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
千葉県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
山梨県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
長野県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
静岡県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
愛知県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
三重県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
滋賀県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
京都府	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
大阪府	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
兵庫県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
奈良県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
和歌山県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
鳥取県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
徳島県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
香川県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
愛媛県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
高知県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
福岡県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
佐賀県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
熊本県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
大分県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
宮崎県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
鹿児島県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
沖縄県	0	有	0	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

〇〇年度適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況の報告について

年 月 日

全国土地改良事業団体連合会

土地改良区、土地改良区連合、その他用 (単位:円)

適正化事業 実施者	事業費						事業費に係る課税仕入額		消費税の申告 により確定した 消費税仕入控 除税額	事業費交付金 返還相当額※	備考
	加入事業費	事業費交付金					新税率分	旧税率分			
		国庫負担分	道府県負担分	拠出金相当額	財政融資資金 相当額	計					
北海道						0					
青森県						0					
岩手県						0					
宮城県						0					
秋田県						0					
山形県						0					
福島県						0					
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨城県						0					
栃木県						0					
群馬県						0					
埼玉県						0					
千葉県						0					
山梨県						0					
長野県						0					
静岡県						0					
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟県						0					
富山県						0					
石川県						0					
福井県						0					
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐阜県						0					
愛知県						0					
三重県						0					
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
滋賀県						0					
京都府						0					
大阪府						0					
兵庫県						0					
奈良県						0					
和歌山県						0					
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取県						0					
島根県						0					
岡山県						0					
広島県						0					
山口県						0					
徳島県						0					
香川県						0					
愛媛県						0					
高知県						0					
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡県						0					
佐賀県						0					
長崎県						0					
熊本県						0					
大分県						0					
宮崎県						0					
鹿児島県						0					
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄県						0					
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※「事業費交付金返還相当額」は「消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額」に国庫補助率を乗じて算出する。

〇〇年度消費税及び地方消費税の確定申告

別紙2

〇〇年度適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況の報告について(〇〇年度への繰越分)

年 月 日

全国土地改良事業団体連合会

適正化事業 実施者	事業費						事業費に係る課税仕入額		繰越用		備考
	加入事業費	事業費交付金					新税率分	旧税率分	消費税の申告 により確定した 消費税仕入控 除税額	事業費交付金 返還相当額※	
		国庫負担分	道府県負担分	拠出金相当額	財政融資資金 相当額	計					
北海道						0					
青森県						0					
岩手県						0					
宮城県						0					
秋田県						0					
山形県						0					
福島県						0					
小 計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
茨城県						0					
栃木県						0					
群馬県						0					
埼玉県						0					
千葉県						0					
山梨県						0					
長野県						0					
静岡県						0					
小 計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
新潟県						0					
富山県						0					
石川県						0					
福井県						0					
小 計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
岐阜県						0					
愛知県						0					
三重県						0					
小 計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
滋賀県						0					
京都府						0					
大阪府						0					
兵庫県						0					
奈良県						0					
和歌山県						0					
小 計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
鳥取県						0					
島根県						0					
岡山県						0					
広島県						0					
山口県						0					
徳島県						0					
香川県						0					
愛媛県						0					
高知県						0					
小 計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
福岡県						0					
佐賀県						0					
長崎県						0					
熊本県						0					
大分県						0					
宮崎県						0					
鹿児島県						0					
小 計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
沖縄県						0					
合 計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	

※「事業費交付金返還相当額」は「消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額」に国庫補助率を乗じて算出する。

〇〇年度適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況の報告につ
いて

市町村 (単位:円)

地方名	事業費						備考
	加入事業費	事業費交付金					
		国庫負担分	道府県負担分	拠出金相当額	財政融資 資金相当額	計	
北海道						0	
青森県						0	
岩手県						0	
宮城県						0	
秋田県						0	
山形県						0	
福島県						0	
小計	0	0	0	0	0	0	
茨城県						0	
栃木県						0	
群馬県						0	
埼玉県						0	
千葉県						0	
山梨県						0	
長野県						0	
静岡県						0	
小計	0	0	0	0	0	0	
新潟県						0	
富山県						0	
石川県						0	
福井県						0	
小計	0	0	0	0	0	0	
岐阜県						0	
愛知県						0	
三重県						0	
小計	0	0	0	0	0	0	
滋賀県						0	
京都府						0	
大阪府						0	
兵庫県						0	
奈良県						0	
和歌山県						0	
小計	0	0	0	0	0	0	
鳥取県						0	
島根県						0	
岡山県						0	
広島県						0	
山口県						0	
徳島県						0	
香川県						0	
愛媛県						0	
高知県						0	
小計	0	0	0	0	0	0	
福岡県						0	
佐賀県						0	
長崎県						0	
熊本県						0	
大分県						0	
宮崎県						0	
鹿児島県						0	
小計	0	0	0	0	0	0	
沖縄県						0	
合 計	0	0	0	0	0	0	

〇〇年度消費税及び地方消費税の確定申告

別紙4

年 月 日

全国土地改良事業団体連合会

〇〇年度適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況の報告につ
いて(〇〇年度への繰越分)

市町村

繰越用

(単位:円)

地方名	事業費						備考
	加入事業費	事業費交付金					
		国庫負担分	道府県負担分	拠出金相当額	財政融資 資金相当額	計	
北海道						0	
青森県						0	
岩手県						0	
宮城県						0	
秋田県						0	
山形県						0	
福島県						0	
小計	0	0	0	0	0	0	
茨城県						0	
栃木県						0	
群馬県						0	
埼玉県						0	
千葉県						0	
山梨県						0	
長野県						0	
静岡県						0	
小計	0	0	0	0	0	0	
新潟県						0	
富山県						0	
石川県						0	
福井県						0	
小計	0	0	0	0	0	0	
岐阜県						0	
愛知県						0	
三重県						0	
小計	0	0	0	0	0	0	
滋賀県						0	
京都府						0	
大阪府						0	
兵庫県						0	
奈良県						0	
和歌山県						0	
小計	0	0	0	0	0	0	
鳥取県						0	
島根県						0	
岡山県						0	
広島県						0	
山口県						0	
徳島県						0	
香川県						0	
愛媛県						0	
高知県						0	
小計	0	0	0	0	0	0	
福岡県						0	
佐賀県						0	
長崎県						0	
熊本県						0	
大分県						0	
宮崎県						0	
鹿児島県						0	
小計	0	0	0	0	0	0	
沖縄県						0	
合 計	0	0	0	0	0	0	